

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380079

研究課題名(和文)勤務成績不良(Low Performance)等に関する解雇法理の日独比較研究

研究課題名(英文)Dismissal because of Low Performance in Japan and Germany

研究代表者

細谷 越史(Etsushi, Hosotani)

香川大学・法学部・教授

研究者番号：60368389

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本の労働者の勤務成績不良や非違行為による解雇に対する規制手法を、ドイツ法と比較しながら、法的明確性や安定性を高める方向で解明することができた。非違行為による解雇については、ドイツの比例原則と予測原則を解明し、そこから論理的にいかなるルールが導出されるのかを研究した。かかる研究を踏まえ、日本の解雇法理の規範論理性を高める方向で再構成するための重要な指針を考究することができた。勤務成績不良による解雇については、労働義務の性格(主観説か客観説か)を考察し、ドイツ判例の具体的な審査基準を分析した。かかる研究から示唆を得て、日本の解雇法理を再構成すべき解釈論のあり方を解明するに至った。

研究成果の概要(英文)：I have done the research on the rules of dismissal owing to Low-Performance and incorrekt conduct in comparison with the german dismissal law. The research have first resolved the "Verhaeltnismaessigkeitsprinzip" and "Prognoseprinzip" as well as concrete rules of dimissal in german law about the incorrekt conduct. From this reserch I have derived the important guidelines for the reconstruction of the rules against dismissal in japan. Then I have considerd character of the labor duty of employee and analyzed concrete investigation standards in german jurisdiction about the Low-Performance. From this reserch I have done the reconstructions of the japanese dismissal law.

研究分野：労働法

キーワード：解雇 勤務成績不良 非違行為

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当初の状況は、日本において、勤務成績不良や非違行為等を理由とする普通解雇が、企業における成果・能力主義の強化などを背景に増加し始めた時期であった。

しかし、従来、かかる類型についての解雇事案がそれほど多くなかったこともあり、判例は主として解雇権濫用法理（労働契約法16条）により、解雇の客観的に合理的な理由や社会通念上の相当性を、ケースの諸事情を総合的に考慮して判断するにとどまり、その結果として、解雇の有効性を判定するルールが十分な法的明確性や法的安定性を欠いている状況が見られた。

当時、学説は、古くから紛争が多かった経営上の理由による解雇については、豊富な議論の蓄積を有していた一方で、労働者側に理由のある勤務成績不良や非違行為等を理由とする解雇の類型については、その審査基準を本格的に議論する段階には至っておらず、従来の判例を整理・検討等するにとどまるものが少なくなかった。

また、経営上の理由による解雇は使用者側に原因がある解雇であるから、解雇ルールも4要件（要素）として使用者にとって厳格なものが構築されてきた。しかし、その一方で、非違行為や勤務成績不良を理由とする解雇は一応労働者側に原因があるとみなされる解雇であるがゆえに、普通解雇は使用者から労働者に対する制裁（サンクション）として与えられうるとみなす立場も少なくなく、解雇ルールとしても、経営上の理由による解雇の場合と比べて、使用者にとって比較的緩やかなものが想定される傾向があったと思われる。

その後、学説においても次第に非違行為や勤務成績不良を理由とする解雇の法理を本格的に検討しようとする向きが見られるようになった。その中でも、当初すでに、ドイツの解雇法理を基底から支える、とくに比例原則（Verhältnismäßigkeitsprinzip）（最後の手段の原則）（解雇は一方的に労働者に重大な不利益を与える形成権を意味するから、労働者の行為・態度に対してより緩やかな手段を採る余地があるのか否かを常に審査することを要求する原則）や予測原則（Prognoseprinzip）（解雇のサンクションあるいは制裁的性格を否定する考え方で、解雇はあくまでも継続的な労働関係を将来に向けて解消する目的を持つにとどまると解する原則）を参考にして、日本の解雇法理を見直そうとする議論は、いくつかの有力説において説かれ始めていた。とはいえ、ドイツの比例原則や予測原則の理念の詳細、かかる原則の解雇法への適用を正当化する法的根拠、かかる原則から導出される解雇の具体的な審査基準などは十分に解明されておらず、また、こうしたドイツ法の議論を日本における勤務成績不良や非違行為等を理由とする解

雇のケースで具体的にどのように応用することが可能なのかについては、なお十分に議論が深められていない状況であった。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、上記の問題関心から、かねてより豊富な判例実務と学説の議論の蓄積を有するドイツにおける解雇法理の体系的な研究を行い、解雇法を支える主要な原理・原則や具体的な解雇の審査基準などを研究・解明し、そこから示唆を得て日本の解雇法理を法的明確性や法的安定性の向上を志向しながら再構築するための指針を導出することを目的として出発した。

本研究は、まず、ドイツの解雇法において歴史的に比例原則（最後の手段の原則）や予測原則がいかなる規範的内容を有するものとして構想・確立され、どのような根拠からその解雇法への適用が主張されるようになり、これに反対する論者にいかに再反論を加えながら、ついに判例・学説における支配的な原理としての立場を獲得するに至ったのかを解明することを目的とした。また、本研究は、こうして確立された比例原則や予測原則から具体的にどのような解雇の有効性を判断する基準が論理的に導出され、また次第に発展させられてきたのかを解明しようと試みてきた。

そのうえで、本研究は、とくに比例原則や解雇の制裁的性格を基本的に否定する予測原則が、勤務成績不良や非違行為を理由とする解雇の分野における日本の解釈論として論理的に説得的に受け入れられ得るか否か、そうであるとするならば、かかる諸原則から具体的にどのような解雇の判断基準が規範的に導かれるのかを解明しようと試みた。

具体的に、非違行為のケースについては、非違行為がどのような態様（故意、過失の程度、非違行為の繰り返しの有無など）や結果（使用者が被る損害の程度など）を伴う場合に、最後の手段としての解雇に値するほどの重大なものと評価されるか、非違行為の発生に使用者側（同僚労働者なども含まれる）の責任が関与しているという事情をどのように評価すべきか、使用者は比較的軽度の非違行為について解雇を回避するためにいかなる手段・措置を講じるべきか（是正警告、配置転換、教育訓練など）、使用者にとって解雇回避手段がいかなるケースで不必要となりうるか、とくに非違行為事例で重要視されるようになってきた是正警告はどのような内容を包含することが求められ、いかなる非違行為に対してどの程度の回数与えられるべきなのかといった論点を考察・解明することに従事した。

また、勤務成績不良のケースについては、平均的な労働者の勤務成績をどの程度（著しく下回る必要があるか、少しでも下回れば足りるのか）、あるいはどれくらいの期間（短

期で足りるか、ある程度長期を要するか)下回る場合であれば解雇に値するほど重大な成績不良であると評価されるのか、解雇を行う前に採られるべきより緩やかな手段はどのようなものであるか(是正警告、とくに日本の外資系企業では Performance Improvement Plan(業績改善計画)の有効性が問題となる、配置転換、教育訓練など)、最終的に解雇の効力を判断する両当事者の利益衡量においては、どのような事情が考慮されるべきか(従来の勤務成績、態度、勤続期間、年齢、扶養義務、他の労働者との平等取扱い原則など)などの諸課題を検討することに重心が置かれた。

3. 研究の方法

本研究は、その目的に鑑みて、解雇理由としての主として勤務成績不良と非違行為のケースの相互関連性を考慮しながら、両事案について体系的に規制のあり方を研究するという方法を採用した。

研究代表者は、以前、労働者の非違行為を理由とする損害賠償責任の研究に従事してきて経験があり、そのテーマとの関連性が強い、非違行為および勤務成績不良を理由とする解雇の研究へと質的な連続性をもって研究テーマを拡大・発展させてきた。

また、本研究では、研究代表者の問題関心に従い、日本とドイツの比較法研究のスタイルを採ることとした。その際、複雑で多岐に渡るドイツ解雇法理の正確で実質的な理解を得るため、ドイツでの研究滞在を実施して、ドイツの労働法研究者や実務家らとの議論やドイツ語での研究発表などを積極的に行うこととした。

こうして蓄積した解雇の比較法研究を日本における学術研究会等で研究報告・発表し、また論文等の専門誌や紀要において公表することなどを通じて、最終的に日本における勤務成績不良や非違行為等を理由とする解雇のルールを規範的論理性および法的明確性や安定性を高める方向で再構成するための主として解釈論やそのための指針などを導出し展開することができた。

4. 研究成果

本研究の成果として、労働者の行為・態度を理由とする解雇の法規制を中心とする日独の比較法研究に取り組み、発展させることができた。また、その成果を、日本での労働法系や民法系の学術研究会での報告として発表し、他の研究者や実務家らからの批評や意見をいただくことで、自身の考えを多角的に検討した上で、研究雑誌や書籍等への公表を行うことができた(以下の5. 主な発表論文等参照)。

また、本比較法研究を正確で実質的なものに発展させるべく、ドイツでの労働法研究者

や実務家らとの議論やインタビューなどを実施し、そこから得ることのできたアドバイスや示唆などをふまえ、ドイツ語論文による研究の公表などを行い、ドイツ解雇法の理解を深め、また日本の解雇法の特徴の紹介やそこから導かれるドイツ法に対する示唆などを提示することができた。

これまでに得られた研究成果や主にドイツを中心とする国際的な学術交流関係を基礎としながら、今後は、非違行為や勤務成績不良に関する解雇法理から研究テーマを病気や障害等を理由とする解雇法理などへと拡張したうえで、日本とドイツを中心とする比較法研究および国際的な学術交流をより一層活発に継続・展開していくことが期待されるところである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

細谷越史「ドイツにおける行為・態度に関する解雇法理の展開と日本法への示唆」大阪府立大学法学雑誌64巻1・2合併号(2018年)3万4000字程度、全約42頁(掲載決定)、査読有

細谷越史「第13章 労働法上の権利行使と不利益取扱いの禁止」日本労働法学会編『講座労働法の再生(第4巻)人格・平等・家族責任』(2017年)297~316頁、査読有

細谷越史「病気等を理由とする解雇の規制に関する一考察 精神疾患のケースを中心として」柴田潤子・小田敬美・籠池信宏・佐藤優希編『三谷忠之先生古稀祝賀論文集』(2017年)305~328頁、査読有

細谷越史「エーディーディー事件・大阪高判平成24年7月27日(労判1062号63頁)」香川法学36巻3・4号(2017年)161~175頁、査読無

細谷越史「No. 22 業務命令 最2小判平成5・6・11」村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第9版〕』(2016年)48~49頁、査読有

細谷越史「Entwicklung und Perspektiven im japanischen Kuendigungsrecht bei Schlecht- oder Minderleistung」Zeitschrift fuer japanisches Recht 41号(2016年)173~203頁、査読有

細谷越史「ブルームバーグ・エル・ピー事

件・東京高判平25・4・24労判1074号75頁(原審:東京地判平24・10・5労判1067号76頁)香川法学34巻3・4号(2015年)47~63頁、査読無

細谷越史「労働者の秘密保持義務と競業禁止義務の要件・効果に関する一考察」日本労働研究雑誌663巻(2015年)57~67頁、査読有

細谷越史「金銭・物品の不足等の損害に関する労働者の責任 成果と展望 (翻訳)」香川法学35巻4号(2015年)21~48頁、査読無

〔学会発表〕(計3件)

細谷越史「病気を理由とする解雇規制のあり方について 精神疾患のケースを中心として」第7回四国民民事務研究会(2017年)香川=四国グローバルリーガルセンター

細谷越史「労働法上の権利行使を理由とする不利益取扱いの禁止について」関西労働法研究会3月例会(2016年)大阪

細谷越史「解雇回避手段としての業務改善計画(PIP)の後になされた勤務成績不良を理由とする解雇の効力 ブルームバーグ・エル・ピー事件(東京高判平25・4・24労判1074号75頁(原審:東京地判平24・10・5労判1067号76頁))」関西労働法研究会4月例会(2015年)大阪

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

細谷 越史 (Etsushi, Hosotani)
香川大学・法学部・教授
研究者番号: 60368389

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号:

(4) 研究協力者

()